

## 案件

# 福祉バス廃止に伴う代替事業について

健康福祉政策課  
障 害 支 援 課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

障害者や高齢者等の社会参加の促進及び生きがいづくりの創出を目的に運行してきた福祉バスについて、委託先である京阪バスから運転士不足のため令和8年度(2026年度)をもって終了するとの申し出を受け、今後代替となる事業について検討する旨を、令和8年(2026年)6月の市民福祉委員協議会において報告したところです。その際、検討した代替事業について、令和9年(2027年)2月の市民福祉委員協議会にお示しする予定としておりましたが、令和9年(2027年)4月からの代替事業の開始にあたり、利用団体へ十分な説明と円滑な移行に伴う準備期間を設けるため、今般、予定を前倒しし、代替事業の内容について報告するものです。

## 2. 内容

### (1) 代替事業の検討について

代替事業の検討にあたっては、市自らが運転手を確保することは容易ではなく、車両の確保には相当な経費が伴うことから、「他事業者への運行委託」及び「団体への補助金交付」の2つの手法について、「利用者の利便性」や「持続可能性」、「財政規模」の3つの観点から比較検証した結果、各団体が旅行会社等へ遠方バスの借り上げを手配し、市がその対象経費に補助金を交付する方法が、最も効果的であると考えています。

#### ▼代替手段の比較検討

|                         | 他事業者への運行委託                                                                                                                           | 団体への補助金交付                                                                                                         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者の利便性<br>(使いやすさ・課題解決) | 現状維持（現行の課題は未解決） <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者は従来の手続きで利用可能。</li><li>・ただし、これまでの課題である「高速利用不可」「距離150km以内」等の制限は残る。</li></ul> | 課題解決 <ul style="list-style-type: none"><li>・「いつでも利用可」「高速道路の利用可」「距離の延長可」となり、遠方も可能。</li></ul>                       |
| 持続可能性<br>(将来にわたる運行の確実性) | 休止のリスクが高い <ul style="list-style-type: none"><li>・バス業界全体の深刻な運転士不足の影響を直接受けるため、将来的な入札不調や、突然の運行休止となるリスクを排除できない。</li></ul>                | 持続可能性は高い <ul style="list-style-type: none"><li>・各団体が複数の旅行会社等から空いているバスを柔軟に手配できるため、業界の運転士不足の影響を最小限に抑えられる。</li></ul> |
| 財政規模<br>(限られた財源の有効活用)   | 現予算の約3倍(約2,300万円)<br>(サウンディング市場調査による見積)                                                                                              | 現予算規模を維持 <ul style="list-style-type: none"><li>・利用実績等に基づいた適正かつ効率的な予算執行が可能。</li></ul>                              |

## (2) 補助金の概要について

補助金については、福祉バス本来の事業目的である「高齢者や障害当事者等の外出支援」を踏まえ、日帰り旅行や研修活動に対して利用団体が手配した旅行会社等からバスを借り上げる経費について予算の範囲内で補助を行うものとし、事業の持続可能な運営と受益、負担のバランスを考慮し、利用団体に一部ご負担いただくものとします。

負担額の検討にあたっては、貸切バスを運行している事業者へのサウンディング調査結果を参考に試算したところ、ニーズの高い「中型バス(定員27人)で、150km程度の日帰り」利用では、利用者一人当たりの借り上げ経費は概ね4,000円程度となりますが、市の補助率を「8割(団体負担2割)」とすることで、利用者負担を1,000円以下と安価に抑えることができ、障害者や高齢者の外出機会の促進に寄与するものと考えています。補助金額としては上限を95,000円とし、車いす対応が必要な車両を利用される場合については、60,000円を加算した155,000円を上限とします。

## 補助金制度の概要

| 対象団体         | 高齢者（老人クラブ）                                                                                                 | 障害者等（障害福祉団体）                            |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 目的           | 高齢者の生きがいづくり等を目的とした、主体的な社会参加や研修活動を支援。                                                                       | 障害者等の福祉の増進に寄与することを目的に、主体的な社会参加や研修活動を支援。 |
| 事業内容         | 日帰り旅行や研修活動に対して旅行会社等からバスを借り上げる際の経費について補助を行う。                                                                |                                         |
| 対象経費         | バス借上料金（車両代、燃料代、運転手経費）<br>高速道路利用代、駐車場代、旅行企画料はこれまでと同様、対象外（各団体負担）                                             |                                         |
| 補助額<br>【上限額】 | バス借上費用の8割を補助（上限額：95,000円）<br>車いす対応車両を利用する場合は、一般車両に比べ市場価格が高額となるため、利用者の負担が過度にならないよう、60,000円を加算（上限額：155,000円） |                                         |

### 【参考】負担額の試算（中型バスを利用した場合）

| バス定員（A） | 中型バス借上げ価格（B）<br>日帰りかつ走行150km | 補助金交付額（C）<br>借上げ価格の80%<br>(B×80% 端数切下げ)<br>上限95,000円 | 団体負担額（D）<br>借上げ価格の20%<br>(一人当たり：D÷A) |
|---------|------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 27人     | 110,308円 ※                   | 88,000円                                              | 22,308円<br>(826円)                    |

※サウンディング調査結果における中型バス借上げ価格の平均値

### **(3) 補助金交付の対象団体について**

これまで福祉バス事業については、障害者団体を最優先として予約を受け、その空日を老人クラブ、ボランティア団体等の団体を対象として利用に供していましたが、今般の補助金の創設に際しましては、障害者や高齢者の当事者の外出を直接支援する趣旨とすることから、当事者団体ではない団体については、補助金交付の対象とはしないものとします。

### **3. 実施時期等（予定）**

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 令和8年(2026年)8月 | 市民福祉委員協議会で事業形態について説明 |
| 10月           | 新制度についての説明会          |
| 12月           | 事前申し込みの受付など          |
| 令和9年(2027年)4月 | 新制度による運用開始           |

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

### 総合計画

基本目標 2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 9. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち

10. 障害者が自立し、社会参加ができるまち



## 5. 関係法令・条例等

道路交通法

国土交通省令道路運送車両の保安基準

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 7,450 千円（債務負担行為） ※9月補正予算計上予定

《財 源》 一般財源